

■日常生活装具の給付・貸与

対象者	在宅の日常生活を営むことが困難な身体障がい者（児）、または難病等に罹患している等一定の条件を満たす方。（介護保険制度が優先されるものがあり、障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
種類	ストマ用具、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊寝台等

■福祉手当の支給（支給額は、令和4年度以降の月額です。）

特別児童扶養手当	対象者	心身に著しく障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している者。（障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	1級／月額52,400円 2級／月額34,900円
	支給制限	受給者及びその扶養義務者の所得が一定以上の場合には支給されません。また、児童が福祉施設等に入所している場合や、児童が障がいによる公的年金を受けているときは支給されません。
特別障害者手当	対象者	在宅で心身に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方。（障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	月額27,300円
	支給制限	受給者及びその扶養義務者の所得が一定以上の場合には支給されません。また、受給者が福祉施設等に入所している場合や、医療機関に3か月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	対象者	在宅で心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者。（障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	月額14,850円
	支給制限	受給者及びその扶養義務者の所得が一定以上の場合には支給されません。また、受給者が福祉施設等に入所している場合や、障がいによる公的年金を受けているときは支給されません。

■有料道路通行料金免除

条件	身体障がい者本人が運転するか、重度の身体及び知的障がい者が乗車し介護者が運転する車1台（自家用車に限ります。）について、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。
----	--

■NHK受信料の減免

条件	身体・精神及び知的障がい者が属する世帯で、その世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除の対象となります。 町民税課税の世帯の場合は、世帯主が視覚障がい及び聴覚障がいである場合や、重度の身体・精神及び知的障がい者である場合は、半額免除の対象となります。
----	---

お問い合わせ先

福祉課 福祉係 ☎47-4682